

滋賀県議会議員

村上げんよう



県政レポート Vol.13 [第13号] 令和4年11月 発行

村上げんよう事務所 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ボナールビル4階 Tel:0748-70-3833 Fax:0748-70-3653

いぬこわい

深秋の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。いつも応援いただき、ありがとうございます。

過日、安倍元総理の国葬儀が厳粛に執り行われました。賛否両論の中でしたが、一般献花の列に並び、数々のご功績とありし日の優しいお姿を偲びながら、献花し、静かにご冥福をお祈りしました。

これから寒さが厳しくなり、2020年から続くコロナ禍に加え、インフルエンザの流行が懸念されます。新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンおよびインフルエンザワクチンの接種と合わせて、今後も引き続き、必要に応じたマスク着用、うがい、手指消毒を十分にお願ひ申し上げます。

さて、三日月大造県政三期目がスタートし、「ひとの健康」「社会・経済の健康」「自然の健康」とそれらを支える「ひとつづくり」「基盤づくり」の5本柱で、「健康しが」をさらに進めるため、「げん気でよう働く」村上げんようも共に頑張る所存でございます。

今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

滋賀県議会議員



村上げんよう

活動報告 ～魅力ある地域づくり “心”と“身体”の『健康』を目指す～



防災訓練



甲賀市パラスポーツ協会 フライングディスク教室



政務調査会



行政・新型コロナウイルス感染症等危機管理対策特別委員会 県内行政調査 陸上自衛隊今津駐屯地



航空自衛隊豊庭野分屯基地 開設50周年記念



安倍元総理国葬儀 一般献花



滋賀県護国神社 第46回みたままつり 終戦記念式典



信楽窯業技術試験場 内覧会

村上げんようの日々の政治活動はFacebookに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

村上げんよう事務所

〒528-0005
滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ボナールビル4階
TEL : 0748-70-3833 FAX : 0748-70-3653

E-mail : genyo@ac-koka.jp
村上げんようホームページ : <https://murakamigenyo.net/>
村上げんようFacebook : facebook.com/murakamigenyo/



ホームページ

何かご意見
ご要望等あれば
ご連絡ください





本来の生息地でない地域でのクマ出没対応について

質問(概要) 日本国内に生息するクマは、ヒグマとツキノワグマの2種類いますが、ヒグマは北海道だけにしか生息していませんので、今回の質問でのクマは全てツキノワグマを指します。

滋賀県内のクマの生息地域は主に県北部の2地域で、米原市、長浜市の北東部と高島市、大津市の北西部です。北東部は白山・奥美濃地域個体群で、120頭から327頭、また、北西部では北近畿東部地域個体群で、62頭から140頭が生息していると推定されています。しかし、甲賀市が位置する県南部地域は、本来の生息地ではないと考えられます。

近年の滋賀県におけるクマの出没状況は、令和元年度が118件、令和2年度が105件、令和3年度が55件となっており、人身被害は平成26年に3件、27年に2件、令和元年には2件の重軽傷が発生しているところです。

滋賀県の令和4年度までを期間とする現行の「第3次ツキノワグマ特定計画」では、保護計画で、地域個体群の安定維持、人身被害、生活環境被害の回避および林業被害の減少を目的とし、狩猟は自粛となっています。

昨年の12月12日に、滋賀県甲賀市信楽町に隣接する京都府和束町においてクマの錯誤捕獲があり、同町内において放獣されたという事案が発生しました。この場所は、クマは生息していないと考えられている甲賀市の直近の和束町の森林で、イノシシ捕獲用に仕掛けられた罠に体長1メートルほどのクマが捕獲され、数日後に捕獲された同じ場所で放獣されました。この場所から2キロメートルほどに、甲賀市の小学校があります。

令和3年の環境省、クマ類の出没対応マニュアルでは、放獣の仕方について、「放獣地の地権者、近隣集落等の代表者、周辺自治体と協議の上、事前に放獣場所を決定しておく必要がある」とあります。しかし、周辺自治体である甲賀市には、連絡も協議もなされませんでした。

Q 令和3年12月12日に京都府の和束町において錯誤捕獲されたクマが放獣されたが、県に事前に連絡はあったのか。また、放獣は、適切な対応であったのか伺う。

A 琵琶湖環境部長 令和3年12月14日、和束町で捕獲された事案を新聞報道で把握し、その後、京都府に対し随時、対応状況を確認いたしますとともに、対応方針が決まり次第連絡いただくようお願いしておりましたが、12月17日に放獣され、同日、事後連絡を受けました。

放獣につきましては、今回は本県へ事前連絡がなかったことから、今後は対応方針が決まり次第連絡いただくよう改めて強くお願いをしたところでございます。

Q 滋賀県と京都府南部県境の地に、いつ、どこからきたと考えられるか。また、この地域でのクマの出没について、どのように考えているか伺う。

A 琵琶湖環境部長 京都府が実施したDNA分析の結果では、北近畿東部地域個体群の遺伝的要素が強い個体であったとされているものの、いつ、どこからきたのかを明らかにすることは科学的に難しいと思われま。

クマが普段出没することがないことから、住民の皆

様は大変な不安と恐怖をお感じのことと思われ、今回の事案を大変重く受け止めております。

再質問 DNA分析の結果について、いつ、どこから来たものかわからないのであれば、追加の遺伝子検査をするべきではないか。

A 琵琶湖環境部長 京都府のほうでDNA情報を持っておりまして、改めて京都府に対しまして、より詳細な考察ができるかどうか確認させていただきたいと思っております。

Q 今回の事案に対し、県はどのように対応しているのか伺う。

A 琵琶湖環境部長 12月14日に甲賀市に対しまして対応マニュアルや注意喚起チラシの提供等を行いました。12月21日に滋賀県・京都府・甲賀市の3者で情報交換会を行いました。1月に甲賀市からの要請を受けまして、本県および京都府の関係自治体で円滑かつ緊密に情報共有ができるよう働きかけを行いまして、放獣後の個体の情報を共有しております。4月21日に県・甲賀市・警察の3者で出没した場合に備えた打ち合わせ会を行い、緊急時などには連携・協力して地域住民の安全を確保していくことを確認いたしました。

甲賀市と協力いたしまして、地区別に住民の皆様に対する説明会を開催しているところでございます。

Q クマの出没に関し、過去の警察の出動件数と内容を伺う。

A 警察本部長 出動件数は、令和元年77件、令和2年54件、令和3年22件、令和4年7月末時点で8件でございます。内容としましては、出没地付近での警察車両による警戒活動や広報啓発を実施しております。

Q クマの出没を認知した場合の警察の対応について、緊急対応を含め、伺う。

A 警察本部長 関係自治体等と連携して、住民に注意喚起するための広報活動や、クマの接近を阻止しつつ住民の安全を確保するための警戒活動、必要に応じ、住民に対する避難誘導等に当たることとしております。

人に危害を加える具体的な危険が生じた場合には、警察官職務執行法に基づき、猟銃で駆除する能力のあるハンターの方に射撃による駆除を命ずることとしております。

再質問 いざと言うときに猟師に撃ってもらおうとあるが、警察が持っている拳銃を使ってクマに向かって発砲ができるのか伺う。

A 警察本部長 拳銃での駆除というのは一般的には難しい、困難なものでございます。周囲の安全を確保しつつ、クマの駆除を的確に行うためには、クマの習性への習熟や、猟銃等の取扱いに係る専門的な技術・経験が必要となるものでございます。

Q 府県境付近では、地域個体群ごとに特定計画を考える必要があると思うが、今後、どのような対応を考えているか。

A 琵琶湖環境部長 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画におきましても、地域個体群ごとに生息頭数を推定いたしまして保護の施策を講じているところでございます。今年度の改定にあたりましては、地域のお声もしっかりお聴きした上で、検討会や審議会の中で、保護計画と管理計画のどちらが望ましいかについても幅広く議論をお願いしてまいりたいと存じます。その結果を踏まえまして、地域個体群を共有する府県とも協議し、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

Q 今回の事案を踏まえ、知事はどのような取組を考えているのか伺う。

A 知事 現状でも、農地を含む集落にクマが出没し、人身被害を発生させるおそれが高く緊急性があると判断される場合には、殺処分を行うことができます。また、イノシシなどを捕獲するための罠にクマが錯誤捕獲された場合は、原則として放獣することになっておりますが、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺できるようにすることを、今年度の計画改定と併せて検討してまいりたいと存じます。

再質問 甲賀市は本来のクマの生息地ではないことから、甲賀市全域からクマを排除していただきたいと考えているがどうか。

A 知事 山中に生息するクマについては、被害防止の目的での捕獲許可をすることはできないということになっております。今後とも、人の安全を最優先にしたいと思っております。そのために、様々な方々と連携しながら、対応していきたいと思っております。自然の動物との暮らし方などについても、もう一步踏み込んだ、単なる排除ではなく、その個体群からどうやってきているのかという調査を環境省や近隣府県としっかりやることは必要だと思っております。

再質問 自然や野生動物を大事にするということがよくわかるが、本来クマがいない地域に来た猛獣であるということで、もとの安全な状態の自然に戻していただきたいがどうか。

A 知事 まず、そういうお気持ちの方が御地元の甲賀市内にたくさんおられるということは、しっかりと受け止めて必要な議論や検討はしていきたいと思っております。我々も自然に対してある程度謙虚な気持ちを持ちながら、先般御議論いただいたサルの問題ばかり、野生の動物との暮らし方というのは、もう一段高い知恵なり、見識なりを持って対応していくことも、必要なのではないかと思います。



詳しい内容については、滋賀県のホームページをご参照ください。

村上げんよう事務所

〒528-0005
滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ボナールビル4階
TEL : 0748-70-3833 FAX : 0748-70-3653

E-mail : genyo@ac-koka.jp
村上げんようホームページ : <https://murakamigenyo.net/>
村上げんようFacebook : facebook.com/murakamigenyo/



ホームページ

何かご意見
ご要望等あれば
ご連絡ください

